

世田谷区都市整備方針の見直し
 (『第二部「地域整備方針(後期)」』(素案))について

1 主旨

「世田谷区都市整備方針(平成27年4月)」(以下、「都市整備方針」という。)は、都市づくり・街づくりにおける区の総合的な基本方針であり、都市計画法により策定が義務づけられた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」としての位置づけを持つものである。

「都市整備方針」の計画期間は概ね20年であり、区全体としての将来都市像や各地域に共通する都市づくりの基本方針を示した「第一部『都市整備の基本方針』」と、地域のまちな姿や特性を活かした身近な街づくりの方針を示した「第二部『地域整備方針』」とで構成している。

平成27年4月の策定より間もなく10年を迎えることから、各地域における『地域整備方針』のアクションエリアの方針について、これまでの街づくりの取組み状況等を整理し、見直しに向けた検討を進めている。

このたび、たたき台意見交換会及び意見募集における区民意見等を踏まえ、『第二部「地域整備方針(後期)」』(素案)を取りまとめたため報告するとともに、素案説明会及び区民意見募集を行う。

2 これまでの経緯

令和5年	3月	現行の地域整備方針(テーマ別方針、アクションエリアの方針)に係る取組み状況等の整理
	6月	第117回都市計画審議会(検討と部会の設置について諮問)
	10月	第1回アドバイザー会議
	10～12月	区民等との意見交換、オープンハウスの実施
	11～12月	区民アンケート調査の実施
	12月	第2回アドバイザー会議
令和6年	1月	第120回都市計画審議会(区民意見結果とこれまでのアクションエリアに係る区の取組み状況等について報告)
	2月	区民等への取組み状況の公表
	3月	第3回アドバイザー会議
	5月	第4回アドバイザー会議
	6月	第122回都市計画審議会(たたき台の報告)
	7～8月	たたき台に関する区民等との意見交換会及び意見募集
	9月	第5回アドバイザー会議

3 『第二部「地域整備方針（後期）」』（たたき台）意見交換会及び意見募集の実施結果について

【別紙1】意見交換会及び意見募集の実施結果についてのとおり。

4 世田谷区都市整備方針『第二部「地域整備方針（後期）」』（素案）について

【別紙2】世田谷区都市整備方針『第二部「地域整備方針（後期）」』（素案）概要版および【別紙3】世田谷区都市整備方針『第二部「地域整備方針（後期）」』（素案）のとおり。

5 素案説明会及び区民意見募集について

(1) 素案説明会

①開催日時 令和6年11月16日（土）から23日（土）にかけ、各地域で1日ずつ開催予定

※説明会開催後より、地域ごとの説明会資料（音声読み上げ機能対応）を区ホームページに掲載する。

②周知方法等 広報紙、区ホームページ、区メールマガジン、SNS（X、Facebook等）、一般財団法人せたがやトラストまちづくりのメールマガジンなどによる周知のほか、これまで実施した意見交換会等の参加者へ郵送による参加案内の送付を行う。

③募集人数 各地域それぞれ40名程度

(2) 区民意見募集

①募集期間 令和6年11月15日（金）から12月6日（金）までの3週間

②周知方法等 広報紙、区ホームページ、区メールマガジン、SNS（X、Facebook等）、一般財団法人せたがやトラストまちづくりのメールマガジン等による周知を実施する。

③閲覧場所 ・都市計画課、総合支所街づくり課、区政情報センター、総合支所区政情報コーナー・くみん窓口・出張所・まちづくりセンター、図書館
・区ホームページ

④意見書の提出方法

窓口持参、郵送、FAX、オンライン手続き（Log oフォームを想定）

6 今後のスケジュール（予定）

令和6年11～12月 素案説明会及び区民意見募集

12月 第6回アドバイザー会議（方針案の報告）

令和7年 1月 第125回都市計画審議会（方針案の報告、公告・縦覧予告）

2月 街づくり条例第9条に基づく方針案の公告・縦覧・意見書提出

3月 第7回アドバイザー会議（諮問について）

4月 第126回都市計画審議会（諮問）

7月 「世田谷区都市整備方針『第二部「地域整備方針（後期）」』の策定